

許可番号 第10060013631号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県倉敷市祐安916番地の1
名称 有限会社立龍美掃
代表取締役 木村 登志男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊東 香織



許可の年月日 平成25年10月 8日

許可の有効年月日 平成30年 9月 1日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無 有

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油(揮発油類、灯油類又は軽油類に限る。)

廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)

廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)

感染性産業廃棄物

特定有害産業廃棄物(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ(裏面に記載する有害物質を含むものに限る。))

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

(1) 設置場所及び面積

場所：岡山県倉敷市平田818番 面積：10m²

(2) 保管する特別管理産業廃棄物の種類

廃油(揮発油類、灯油類又は軽油類に限る。)

廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)

廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)

感染性産業廃棄物

特定有害産業廃棄物(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ(裏面に記載する有害物質を含むものに限る。))

(3) 保管上限及び高さ

保管上限：1.2t 高さ：なし(容器保管)

3. 許可の条件

(1) 積替保管施設の設置場所及び面積

場所：岡山県倉敷市平田818番 面積：10m²

(2) 感染性産業廃棄物は、保冷施設内のみで保管すること。

4. 許可の更新又は変更の状況。

「裏面に記載」

5. 規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第5項による許可証の提出の有無 有

(裏面)

特定有害産業廃棄物

汚泥(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロフェン、テトラクロロフェン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、トルエン、メチルベンゼン若しくはベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃油(トリクロロフェン、テトラクロロフェン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃酸(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロフェン、テトラクロロフェン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、トルエン、メチルベンゼン若しくはベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃アルカリ(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロフェン、テトラクロロフェン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、トルエン、メチルベンゼン若しくはベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年 9月 2日 新規許可

平成15年 9月 2日 更新許可

平成16年 4月 26日 変更許可(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替保管施設の追加)

平成20年10月 28日 更新許可(許可の有効年月日:平成25年9月1日)

平成25年10月 8日 更新許可(許可の有効年月日:平成30年9月1日)